

参考資料4-1
施設ゾーニングと渡り廊下接続位置

凡例



車の主な動線



人の主な動線



計画建物（防災棟庁舎）



防災棟整備範囲



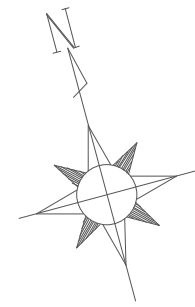
敷地出入口（車輛）



敷地出入口（人）



本敷地 敷地境界線



中央公園
バス駐車場

中1区72号線

(NTT上八丁堀ビル)

(広島
司法書士会館)

駐車場など計画

計画建物
(防災棟庁舎)

計画渡り廊下

第2駐車場
(来庁者用駐車場)

4号館
附属棟

駐車場（公用駐車場）
駐輪場

中1区71号線

4号館

渡り廊下

3号館

渡り廊下

2号館

駐輪場

地下車庫
(公用駐車場)
第1駐車場
(公用駐車場)

駐輪場

1号館
附属棟

渡り廊下

1号館
(地下駐輪場)

地下車庫
(公用駐車場)

城南通り

配置図 A3:1/1200

中1区87号線

(裁判所)

(上八丁堀)

(広島法務総合庁舎)

参考資料4-2 国が行った事前協議の概要

国が行った事前協議の概要

事前協議項目	協議先	協議日	事前協議内容	事業者が行う手続き
ヘリポート設置関連	中国総合通信局陸上課	R4. 10. 11	【重要電波伝搬路、防止区域、手続き等について】 ・本敷地での重要電波伝搬路を確認。中心線から50mの範囲が防止区域 ・建物、工事中の重機、仮設物等も通信局の免許人と協議、調整の必要がある。	・伝搬障害防止区域、重要電波伝搬路の最新の状況を確認 ・高層建築物等予定工事届 ※建築工事の際に設置する仮設物（クレーン等）による影響にも注意
	大阪航空局 空港部管理課	R4. 10. 7	【非公共用ヘリポートの設置基準】 ・航空法第38条に基づき設置される非公共用ヘリポートを対象にした設計基準等の参考資料を受領。 ・航空法第79条但し書きに基づき許可される場外離着陸場の設置については、大阪航空局運航課に問い合わせること。	-
		R4. 11. 22	【非公共用ヘリポートの計画内容について相談】 ・進入表面：進入区域は1000m。安全確保されてその証明ができれば緩和可能だが、基本的には1000mとしている。周囲の状況から、進入表面を南北にとるのはよさそうである。 ・転移表面：片側勾配1/10 確保できれば、反対側は1/1 にできるなどの緩和がある。 ・水平表面：原則半径200m。ヘリの旋回性能が200m以下で可能であることが証明できれば、200m以下とすることは可能。 ・制限表面（進入表面・転移表面・水平表面）に突出物がかからないように計画する必要がある。 ・公聴会は開催した方がよい。	-
		R5. 5. 29	【ヘリポートの検討結果】 ・非公共用ヘリポートは、制限表面への既存鉄塔の突出を避けることが困難となったため、場外離着陸場を設置する方針とした旨を管理課に報告。	-
	大阪航空局 安全統括室運航課	R5. 10. 7	【場外離着陸場の設置基準】 ・こちらでは運航について審査を行う。設置に関する相談は受けていない。 「場外離着陸場 事務処理基準」がHPにあるので確認するように。	・場外離着陸場 事務処理基準に基づき事業を進める ・コンサルや運航事業者と相談のうえ事業を進める
		R5. 3. 27	【場外離着陸場の申請先】 ・建物屋上などの構築物の上に設置する場合は、大阪航空局安全統括室運航課に申請・事前相談（設置基準や飛行ルート等）を行う。	・大阪航空局安全統括室運航課に事前相談を行う
		R5. 5. 23	【進入方向について】 ・南側の病院上空を通るルートの離着陸は不可。着陸のみで病院の上にかからないのであれば問題なし。 ・北東・北西方向の離着陸は可。 ・公共・非公共用ヘリポートは検討の結果成立しないため、場外離着陸場であることは決定している。	・協議結果に基づき事業を進める
	広島市 環境保全課	R4. 10. 24	【ヘリポート設置における環境アセスについて】 ・アセスの対象事業として飛行場があるが、「ヘリポートを除く」とある。非公共用ヘリポート、場外離着陸場とも広島市では対象とならない。 （広島市環境影響評価条例施行規則 第2 条 対象事業、別表 (4) 空港その他の飛行場）	-
	広島市中区建設部建築課 建築係	R4. 10. 25	・施工済杭の再利用については、「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」（国土交通省：平成26 年7 月）に基づいた調査報告書を広島市内の構造適判機関に作成していただくことを条件とする。	・施工済杭再利用に対する設計者の考えをまとめて構造適判機関の確認を得た資料、構造審査上問題ないという見解を得た議事録を添付資料とし、法12条5項の報告書を提出する。
		R4. 11. 11	・建築物ではなく杭のみのため、ガイドラインに基づく調査報告書の作成は困難と説明 →法12条5項の報告時に施工済杭再利用についての設計者の考えを構造適判機関に確認することでよい。	

参考資料4-2 国が行った事前協議の概要

国が行った事前協議の概要

事前協議項目	協議先	協議日	事前協議内容	事業者が行う手続き
	ジェイ・イー・サポート	R5. 2. 9	施工済杭の存置の可否の条件について確認 ・個別協議による。 ・産業廃棄物指導課にも相談すること。	・着工掘削後に施工済杭の健全性調査を行い、構造適判機関に結果を報告し、広島市中区建設部建築課建築係に提出する。
		R5. 6. 15	申請手続きの流れについて ・工事の取りやめ届を法12条5項の報告書の前までに提出すること。 ・「工事の取りやめ届→法12条5項の報告書→確認申請」の流れでよろしい。	
		R4. 10. 11	・既存杭の取り扱いについては、自治体で受理され確認審査機関で問題ないと判断されれば、特に異論はない。 ・適判機関として、法12条5項の報告は業務対象外である。 ・調査項目については、設計者判断によるが、実際に申請があった際にその内容を確認し、妥当性を判断する。	
		R4. 10. 26	「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」（国土交通省：平成26 年7 月）に基づいた調査報告書作成可否について確認。 ・今回の対象は杭のみで現状は埋まっているため現地確認を全く出来ない状況であるため、調査報告書の作成は困難。	
	建築構造センター	R4. 11. 11	・法12条5項の報告時に施工済杭再利用についての設計者の考えを構造適判機関として確認することは可能。	・施工済杭再利用に対する設計者の考えをまとめて構造適判機関に確認、構造審査上問題ないという見解を得た議事録を作成する。
		R4. 10. 21	・既存杭の取り扱いについては、自治体で受理され確認審査機関で問題ないと判断されれば、特に異論はない。 ・適判機関として、法12条5項の報告は業務対象外である。 ・調査項目については、設計者判断によるが、実際に申請があった際にその内容を確認し、妥当性を判断する。	
	日本ERI	R4. 11. 17	・法12条5項の報告時に施工済杭再利用についての設計者の考えを構造適判機関として確認することは可能。	
		R4. 10. 19	・設計時に特定行政庁へ法12条5項の報告を行うことで、再利用も可能とすることは問題ない。 ・調査項目については、設計者判断によるが、実際に申請があった際にその内容を確認し、妥当性を判断する。	
	各指定確認検査機関	R4. 10. 26	・「建築構造審査・検査要領-実務編審査マニュアル-2018 年版」（日本建築行政会議）に記載があるが、特定行政庁の判断または任意の技術評定の取得のどちらが必要になるため、このガイドラインにおける調査者として業務を実施する対応は、難しい。	
		R4. 11. 7	ガイドラインに基づく調査報告書の作成は困難と確認。	
	広島市 環境局業務部 産業廃棄物指導課指導係	R5. 3. 3	杭存置の基準について確認。 ・杭存置の条件は、日建連のガイドラインに則り自己判断。（協議不要） ・既存杭の各活用パターンについては、それぞれ適切な根拠に基づいているので問題ない。	-

参考資料4-2 国が行った事前協議の概要

国が行った事前協議の概要

事前協議項目	協議先	協議日	事前協議内容	事業者が行う手続き
景観	広島市 都市計画課都市デザイン係	R4. 10. 11	【本敷地の景観規制について】 ・景観計画重点地域 広島城・中央公園地区に該当。 ・建物と鉄塔・工作物合わせて協議が必要となる。	・広島市と事前相談、事前協議を行い届出を行う
		R5. 3. 3	【景観上の配慮ポイント、手続きの流れ、合意形成について】 ・視点場（広島城敷地の地上で人が立った時の見え方）から見たときに、設備が見えないこと、色彩が周囲と調和することへの配慮が必要。 ・敷地境界に目隠しフェンス、塀や植栽などを設けることにより、「視点場以外の地区内の他の通り」からも設備機器は見えないという判断は可能。 ・景観上の留意点の大きなポイントは、視点場、色彩、設備である。あとは緑化計画。 ・天守閣からの見え方も可能な範囲で配慮すること。 ・広島市では「景観アドバイザー会議」を行い、合意形成を図っている。	
		R5. 4. 24	【視点場、景観規制対象等について】 ・広島城二ノ丸・北側前面道路からの見え方に配慮。 ・太陽光パネルは「工作物1」に該当するが、この地区の届出対象規模ではないため、建築物の屋上設備として審査。目隠しは必須ではない。 ・ヘリポートは建築物と一体としてみるため、建築物の色彩基準がかかるが、他法令によって色彩が規定されている場合はそれに則ることができる。 ・通信局のアンテナは高さや配置、色など、景観上影響が少なくなるような配慮があれば、目隠しは必須ではない。 ・建築物（ヘリポート、太陽光パネルは一体のもの）として届出を行う。	
埋蔵文化財調査	広島市市民局文化スポーツ部文化振興課（教育委員会）	R5. 4. 17	【発掘調査必要範囲】 ・現在は近現代も遺跡として扱うため、発掘調査が必要になる。そのため、追加の試掘による確認・検討が必要である。 ・事前の試掘は市が行うが、準備工事は事業主が行うことを基本とする。	・掘削範囲を広島市と協議し、発掘調査・立会調査・慎重工事の対応を確認する。 ・試掘調査、本掘削調査及びこれに必要な手続きを行う。
		R5. 8. 29	【想定配置計画における発掘調査必要範囲を再確認】 ＜防災棟工事の想定掘削範囲について＞ ・掘削を行う場合は計画について協議を行うこととする。 ・建設予定部分の北側、西側について、現状は発掘調査を想定していないが、協議により必要となった場合は対応すること。 ・掘削幅が狭小である場合は発掘調査対象外とする場合もある。 ・建設予定部分の南側は新設共同溝・渡り廊下等の広範囲の掘削計画があることと、試掘結果から「堀」が出土していることから、発掘調査が必要となる場合があると考えられる。 ・少しでも掘削する場合は協議すること。 ・過去に発掘調査済みの範囲については、施工の制約を受けない。 ・文化財保護法第94条第1項の通知は、前回5号館の通知内容（立会調査）に変更が無ければ不要。提出も可。	
一団地	広島市 都市計画課都市計画係	R4. 10. 11	【一団地の官公庁施設について】 ・一団地の官公庁施設は令和4年に変更あり。『都市計画の内容』（令和4年版 56ページ）の『一団地の官公庁施設（※別紙）』に記載。 ・その他の規制は、ひろしま地図ナビにある ・都市再生緊急整備地域については範囲外である。 ・『都市計画の内容』の基町団地について、各街区毎の壁面位置の制限は計画図による。計画図を縦覧可能。 →本敷地は、東西は5m、南北は10m後退となっている。	・広島市と協議を行い、必要な手続きを行う。

参考資料4-2 国が行った事前協議の概要

国が行った事前協議の概要

事前協議項目	協議先	協議日	事前協議内容	事業者が行う手続き
		R4. 10. 20	一団地の官公庁施設にかかる用途等の制約について ・本敷地が国有地であれば用途は官公庁施設。 ・例えば民間の収益施設が庁舎施設の一部に入る場合、または別棟で建つ場合等について、どのような制約があるか。 →基本的に官公庁施設のみ。庁舎職員のための付帯施設であれば良い。	
		R4. 11. 21	一団地の官公庁施設にかかる用途等の制約について 【「庁舎の付帯」となる用途】 →用途は官公庁施設に限定される。ただし、官公庁の職員・来庁者の利用を目的とした施設であれば官公庁の施設として取り扱える可能性はある。付帯施設は共同駐車場などの共同施設や通路・広場としている。 ・個別の施設は目的等を整理していただいた上で、官公庁施設と扱えるか市で判断することになるが、保育所やランナーズサイクルステーションは難しいと考える。 【庁舎の付帯として認められるための形態的制約】 →官公庁施設とみなせる施設であれば、一棟・別棟の制約はないが、都市計画の内容に適合する必要がある（壁面後退など）。ただし、除却可能な構造で設置期間を限定した施設であれば、都市計画法53 条許可できる可能性はある。 【屋外空間の利用の制約】 →シェアサイクル、カーシェア、イベント広場、移動式店舗など建築物ではない場合、制約はない。	
消防	広島市中消防署予防課	R4. 12. 2	【消防指導による二方向避難及び避難器具設置の考え方】 ・二方向避難→避難経路の重複判断の起点は、居室扉から廊下へ、廊下幅の1/2地点まで垂直に出た点。そこから2方向避難の動線が重複することは認められない。居室内で2方向を確保（出入口2カ所）、隣室を経由しての2方向避難確保も問題ない。 ・避難器具→消防法施行令により収容人員数で避難器具の要否を確認。3階以上の階で、前述の2方向避難が確保できない場合、かつ、階で10人以上収容の場合、避難器具の設置が必要。	・広島市消防と協議を行い、確認申請及びその他届出等を行う。
	広島市中消防署予防課	R5. 1. 17	【消防はしご車通路について】 ・本敷地内の車路幅員、渡り廊下下部の有効高さについて確認したい。→車路の有効幅員は4 m以上、高さも4 m以上必要。道路から車路への進入口の隅切や、曲線部の配慮も必要。また、渡り廊下の他、架線、その他障害になるものも含めて、有効高さを確保すること。	協議結果をもとに計画する。
駐輪場	広島市中区建設部維持管理課	R5. 1. 18	【附置義務台数】 ・工事期間中の駐輪台数減、手続きの有無について →工事完了後に附置義務台数が確保されるのであれば、工事期間中は現在の台数より減っても構わない。ただし不法駐輪されないよう配慮すること。	・広島市と協議を行い、届出等を行う。
雨水流出抑制	広島市下水道局管理部管理課	R4. 10. 7	【雨水流出抑制】 ・対策範囲は本敷地全てが対象となるが、防災棟整備範囲に対しての対策を行う。 ・防災棟整備範囲の雨水流出抑制事前協議時期は、貯留槽や浸透トレンチの計画が建物計画に影響する為、基本設計段階が望ましい。	・広島市と協議を行い、届出等を行う。

参考資料4-2 国が行った事前協議の概要

国が行った事前協議の概要

事前協議項目	協議先	協議日	事前協議内容	事業者が行う手続き
中高層建築物	広島市中区 建設部建築課	R5. 9. 28	【広島市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例について】 高さ15mを超える建築物→ ・「広島市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例」及び「条例に基づく手続きの手引き」に基づき手続きを行うこと。 ・条例3条2項のとおり、国が中高層建築物を建築しようとする場合は、条例第2章（7条標識設置を除く）から第5章までの規定は適用されない。 ・高さ20mを超える建築物→テレビ電波受信の障害に関し専門知識を有する者が作成した図面その他電波受信の障害に関する調査報告書の提出が必要。	・必要な手続きを行う。
屋外広告物	広島市中区 建設部建築課	R5. 9. 28	【屋外広告物について】 ・景観法の届出対象行為の協議・通知と併せて提出すること。 ・本敷地は景観計画重点地区のため、広島市都市計画課都市デザイン係と協議を行うこと。 ・景観法の届け出対象行為の協議通知は、広島市都市計画課都市デザイン係に提出すること。 ・屋外広告物の許可については中区維持管理課に提出すること。	・広島市と協議を行い、届出等を行う。
バリアフリー法	広島市中区 建設部建築課	R5. 9. 28	【バリアフリー法について】 ・特別特定建築物に該当する。 ・特定の職員のみが利用する専用エリアは整備対象外とすることが出来る。 【車椅子使用者用駐車施設の台数について】 ・車椅子使用者用駐車施設の台数は認定を取得する場合は移動円滑化誘導基準、認定を取得しない場合は移動円滑化基準を満足させること。 ・本敷地内の全駐車台数から計算すること。	・法令等に従い計画する。
広島県福祉のまちづくり条例	広島市中区 建設部建築課	R5. 9. 28	【福祉のまちづくり条例について】 ・広島県福祉のまちづくり条例21条のとおり、国等が行う建築については事前協議を要しない。ただし、適用施設整備基準に適合するよう努めること。 ・整備努力項目は、福祉の整備マニュアル整備項目適用表の官公庁の施設欄による。	・条例に従い計画する。
駐輪場の木造化	広島市中区 建設部建築課	R5. 9. 28	【延焼のおそれがある部分について】 ・火災発生の危険が少ない付属建築物に対する緩和により、駐輪場の主要構造部が不燃（鉄骨など）でバイクを置かない場合は延焼のおそれがある部分が発生しないが、主要構造部が木造の場合には延焼のおそれがある部分が発生する。	協議結果をもとに計画する。
渡り廊下の木造化	広島市中区 建設部建築課	R5. 9. 28	【別棟・延焼の恐れがある部分について】 ・木造化（柱・屋根架構を木とする）した場合も開放性あり、平屋、独立した構造、防災棟庁舎の車寄せ庇等とは接触しないものであれば、渡り廊下と防災棟庁舎は別棟とみなす。 ・木造の渡り廊下と、防災棟庁舎には延焼のおそれがある部分が発生する。防災棟庁舎側は防火設備などを設け、渡り廊下側の延焼のおそれがある部分を鉄骨造とし、その他を木造とすることは可能。ただし、渡り廊下の構造は木造一部鉄骨造となり混構造となる。	協議結果をもとに計画する。
ゴミ集積所	広島市 環境局業務部 業務第一課	R5. 9. 29	【共同住宅等建築物におけるごみ収集施設設置に係る事前協議について】 ・1000㎡以上の合同庁舎のため、事業所に該当し、事前協議が必要 ・届出は確認申請がおりるまでもよいが、計画に関わるため設計の早い時期に相談すること。 ・ごみ集積施設の面積を算定は増築する建物部分の従業員の人数を基準とする。	・広島市と協議を行い、届出等を行う。

参考資料4-2 国が行った事前協議の概要

国が行った事前協議の概要

事前協議項目	協議先	協議日	事前協議内容	事業者が行う手続き
緑化	広島市都市整備局 緑化推進部 緑政課	R5. 9. 26	【緑化推進制度について】 用途地域の建ぺい率80%、一団地の官公庁施設の建ぺい率40%の場合、緑化率に用いる建ぺい率は80%が良いと思うが、中区建築課に確認申請の建ぺい率を確認すること。（緑化推進制度では、建ぺい率40%以下→緑化率20%、建ぺい率70%以上→緑化率5%）	協議結果をもとに計画する。
	広島市中区 建設部建築課	R5. 9. 28	【緑化率に用いる「建ぺい率」について】 ・本敷地（用途地域 商業地域）の建ぺい率は80%ですが、一団地の官公庁施設（基町団地）は建ぺい率40%とあります。緑化率に用いる建ぺい率は、80%の方でよろしいでしょうか。→よろしい。	
別棟	広島市中区 建設部建築課	R4. 11. 18	【地上開放廊下の別棟確認】 ・外気に有効に開放された開放式渡り廊下で、地上のみで接続している場合、別棟とみなしてよろしいでしょうか。（屋根と建物の接続部はEXP. J、建物出入口は防火設備、建物の距離は30m、渡り廊下の幅3mの例を提示）→別棟と考える。	協議結果をもとに計画する。
	広島市中区 建設部建築課	R4. 12. 13	【新設共同溝の別棟確認】 ・消防法の洞道の別棟の取扱いを基に仕様・構造を考えている。設備配管ルートのみであり、通行用途は無く、メンテナンスが必要な場合にはマンホールから下りて入る。メンテナンス通路はある。接続部の四周は可とう継手・目地板で止水と変形対応となっている。→別棟と判断する。配管のみのスペースとし、人が入るのは上部マンホールからとすること。また、配管配線等の貫通部処理を適切に行うこと。	
	広島市中消防署予防課	R5. 1. 23	【新設共同溝の別棟確認】 ・新設共同溝（洞道）はコンクリートなので耐火構造、仕上・下地とも不燃材料。幅は3.5m以上（設備検討による）、長さは約30mを想定。メンテナンスは地上のマンホールから入る。建物と洞道を区画する壁はRCなどの耐火構造、隙間は適切に不燃材料で埋める。別棟扱いと考えてよろしいでしょうか。→よろしい。『建築消防advice2023』のとおりであれば別棟扱いでよい。広島市の火災予防条例等で別棟扱いについて付加される内容は他には無い。	

15. 一団地の官公庁施設

一団地の官公庁施設

名 称			基町団地				
位 置			広島市中区基町及び上八丁堀の各一部				
面 積			約 18.1ha				
建築物（密度） の 限 度			建蔽率		容積率		
			4／10 以下		11／10 以上		
配 置 の 方 針	公 共 施 設	道 路	種 別	名 称	幅 員	延 長	備 考
			幹線街路	3・2・307号 中広字品線	30m	約 230m	都市計画施設 （整備済）
			幹線街路	3・1・306号 紙屋町御幸橋線	40m	約 230m	都市計画施設 （整備済）
			幅員約 6 m～約30mの区画道路を適切に配置する。				
			市道 1 区 70号線（整備済）		市道 1 区 113号線（整備済）		
			市道 1 区 71号線（整備済）		市道 1 区 116号線（整備済）		
	建 築 物		市道 1 区 72号線（整備済）		市道 1 区 118号線（整備済）		
			市道 1 区 87号線（整備済）		市道 1 区 126号線（整備済）		
			市道 1 区 112号線（整備済）				
			建築物の整備にあたっては、高度利用を図ることにより敷地内の空地を確保し、歩行環境の整備や修景化を進め、利用者及び官公庁間の利便の増進と快適な都市環境の創出等に寄与するため、以下の方針により配置する。				
			1 （1）建築物の高さは10m以上とする。（付属建築物は除く） （2）各街区毎に壁面の位置の制限を設ける。				
			2 （1）広島城等の周辺環境に配慮した高さ、配置とする。 （2）壁面の位置の制限による壁面後退部分をはじめとして、敷地内の空地はできるだけ公開性を増すとともに植栽等による修景を行い、公共的利用及び歩行環境の一体的な整備に配慮する。 （3）へいについては、生け垣化を推進し視覚開放性にも十分配慮した構造とする。 （4）駐車場、駐輪場等は地下空間への収容等、立体化を促進することによりできるだけ屋外占用面積を少なくする。 （5）大規模敷地は周囲の道路とのつながりに配慮して、通り抜けができるような公共的通路を確保するよう努める。				

「区域並びに公共施設及び建築物の配置は計画図表示のとおり」

決 定 昭和33年9月16日 建設省告示第1499号

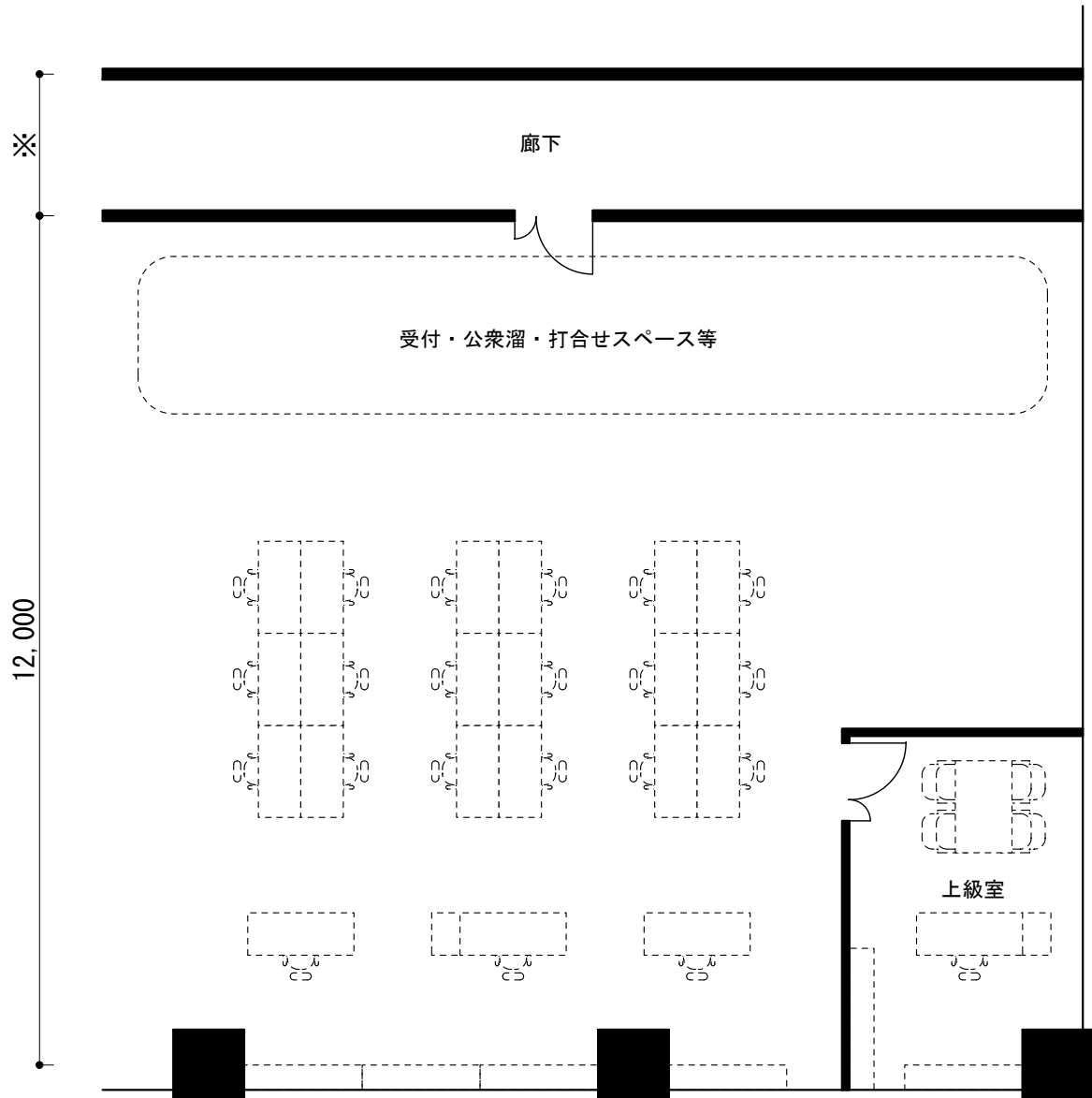
最終変更 令和4年3月3日 広島市告示第101号

都市計画の内容 (令和4年版) より

参考資料4-2 (別紙)

下記のような事務室レイアウトが可能となるよう、適正なプランニングを行うこと。
基準階事務室の奥行は12m程度を確保し、その間は基本的に無柱空間とする。

※主動線となる廊下幅は、有効1,800mm以上とする。
※中国地方整備局の高規格道路管理センターについてのレイアウトイメージは
【参考資料 4-17】「専用機器の参考レイアウト」を優先する。



参考資料4-5 工種別内訳表の参考例

※防災棟及び既存棟の改修部分について、それぞれ作成のこと。

科目別内訳					
科目	対象数量 (建築面積、延べ面積等)		m ² 単価	金額	
建築					
直接仮設	m ²				
土工	m ²				
山留	m ²				
地業・杭	m ²				
躯体	m ²				
（基礎躯体）	建築面積	m ²			
（地下躯体）	地下面積	m ²			
（地上躯体）	地上面積	m ²			
（鉄骨）	鉄骨部面積	m ²			
仕上	m ²				
（外部仕上）	m ²				
（内部仕上）	m ²				
その他	m ²				
電気設備					
電灯	m ²				
動力	m ²				
電熱	m ²				
避雷	m ²				
受変電	m ²				
制止型電源	m ²				
自家発電	m ²				
太陽光発電	m ²				
その他電力設備	m ²				
（電力設備 小計）					
構内情報通信網	m ²				
構内交換	m ²				
情報表示	m ²				
映像・音響	m ²				
拡声・誘導・呼出	m ²				
テレビ・共同受信	m ²				
監視カメラ・入退室管理	m ²				
火災報知	m ²				
中央監視	m ²				
その他通信設備	m ²				
（通信設備 小計）					
機械設備					
空調設備	m ²				
換気設備	m ²				
排煙設備	m ²				
自動制御装置	m ²				
その他空調設備	m ²				
（空調設備 小計）					
構内情報通信網	m ²				
衛生器具	m ²				
給水	m ²				
排水	m ²				
給湯	m ²				
消火設備	m ²				
ガス設備	m ²				
その他衛生設備	m ²				
（衛生設備 小計）					

参考資料4-5 工種別内訳表の参考例

科目別内訳				
科目	対象数量 (建築面積、延べ面積等)	m ² 単価	金額	
昇降機設備				
エレベーター	台			
その他設備				
駐車場管制設備				
外構等				
囲障	一式			
構内舗装等	一式			
屋外排水	一式			
植栽	一式			
解体	解体延べ面積 m ²			
直接工事費 計				
共通費				
共通仮設費				
現場管理費				
一般管理費				
共通費 計				
総工事価格				

参考資料4－6 要求水準確認計画書の標準

項目	要求水準	基本設計における対応	参照先	実施設計における対応	参照先	施工時における対応	参照先	
4-3-4 機能性								
(1)利便性	a.移動	ア.昇降機設備						
		・エレベーター、小荷物専用昇降機及びエスカレーターは、「建築設備設計基準」に基づき、施設の用途、規模及び利用者数、搬送対象物等に応じて、適切な搬送能力(定員、台数、速度等)が確保されているほか、構造、運転操作方式及び速度制御方式等が適切な仕様となっている。	以下のとおり、台数を確認。 ・エレベーター：○台 ・小荷物専用昇降機：○台 ・エスカレーター：○台	A	平面図、別添資料○ー○(基準に基づくEV等台数の算出)	基準に基づいて、定員、速度等を確保し、構造、運転操作方式、速度制御方式等が適切な仕様となっている。	M	〇〇図
		イ.車路及び駐車場						
		・車両が円滑に回転できるよう、回転軌跡に応じたスペースが確保されている。	有効スペースの確保を確認。(詳細の寸法は実施設計図面にて確認する。)	A	配置図	半径○mの回転軌跡が確保されている。		配置図、別添資料○ー○(車両の回転軌跡)
		ウ.安全性の確保						
		・転倒、転落、接触及び衝突等の事故を防止するため、仕上げ、詳細等における対策、見通しの確保等がされている。	(実施設計において確認)			床仕上げ材に防滑処理の材料を使用している。	A	仕上表
		・通行に支障を及ぼす突出物がない	(実施設計において確認)			突出部は○mm以下に抑えられている。	A	詳細図
		エ.庁舎へのアプローチ						
		・歩行者と車両動線が明確に分離された構造とする。	東側出入口・北側出入口ともに、庁舎までの動線が分離されている。また、歩行者用の出入口及び経路はそれぞれ○mm、○mmの幅が確保されている。	A	配置図、別添資料○ー○(動線計画図)	同左		
		・〇〇駅方向及び県庁方向からの敷地へのアプローチを計画する。	〇〇駅方向、県庁方向、それぞれの方向から敷地にアプローチしやすいように、出入口が2箇所配置されている。	A	同上	同左		
		・主玄関の他、職員等が随時利用できる出入口(以下「通用口」という。)を別に設ける。	通用口(W=○mm)を庁舎西側に設置している。	A	同上	同左		
		・通用口に至る経路は門や囲障で区画せず、24時間外部から直接利用できる位置に設ける。	通用口は敷地出入口から○mの位置に設けてあり、門や囲障で区画していない。	A	同上	ICカードを利用して、敷地と庁舎共に出入りできるようにしている。	A	詳細図
		・主玄関及び通用口とは別に、厨房等への業務従事者、納入業者等のサービス動線を確保する。	サービス動線(W=○mm)を他の動線とは分離して、北側に確保している。	A	同上	同左		
		・来庁車駐車場から主玄関に至る経路は、敷地内にて安全かつ円滑な歩行者用通路を確保する。	来庁車駐車場の各駐車スペースから主玄関までは、車両動線と分離した歩行者用数路(一部、横断歩道あり)を確保している。	A	同上	同左		
		・身体障害者用駐車場から主玄関に至る経路は、雨に濡れず近接した動線とする。	身体障害者用駐車場(計○台)の乗降スペースから主玄関に至る経路に庇を設置している。	A	同上	同左		
		・地下の官用駐車場からの職員動線を、建物内部で確保する。	地下○階に官用駐車場から庁舎内部への動線を確保している。	A	地下○階平面図	同左		
		・主玄関を含めた各出入口は、段差やスロープを設けない。	出入口(計○箇所)に階段やスロープを設置していない。	A	配置図、1階平面図	同左		
		オ.車両動線						
		・歩行者と車両動線が明確に分離された構造とする。	東側出入口・北側出入口ともに、庁舎までの動線が分離されている。歩行者用の出入口及び経路はそれぞれ○mm、○mmの幅が確保されている。		配置図、別添資料○ー○(動線計画図)			
		・敷地への進入口は、車両出入りのピーク時においても、周辺道路への影響が極力小さくできるよう配置や形態を計画する。	車両出入りの際、進入しようとする車両の一時待機スペースを敷地内に設けて、周辺道路への影響を小さくするようにしている。	A	同上	同左		
		・敷地内車路においても、周辺道路の混雑を低減できるよう計画する。	同上	A	同上	同左		
		・来庁車駐車場と官用駐車場はそれぞれ集約して設けるが、敷地出入口及び動線の一部共用することは可能とする。	官用車と来庁者の車両は駐車場(計○台)を集約し、動線を共用している。(混雑した場合は、以下の対応をとる。)	A	同上	同左		

参考資料4－6 要求水準確認計画書の標準

項目	要求水準	基本設計における対応	参照先	実施設計における対応	参照先	施工時における対応	参照先
4-4-2 電気設備計画に関する要求水準							
2. 電灯設備	・照明制御は、各種照明制御方式を適切に組み合わせたシステムとし省エネルギーを図る。照明器具は庁舎管理室及び中央監視室にて点滅操作を行えるものとする。	〇〇制御システムを採用している。省エネルギー対応照明器具の採用を計画となっている。（詳細は実施設計図面にて確認する。）	E 幹線系統図・幹線リスト、器具姿図	点滅操作は庁舎管理室及び中央監視室で行うこととなっている。	E 幹線系統図・幹線リスト、器具姿図、計算書		
	・上記の照明制御による総合省エネルギー効率は、(社)日本照明器具工業会の技術資料130による「標準事務所ビル」において〇〇%以上となるシステムを採用する。	照明制御による総合省エネルギー効率は、〇〇%以上となるシステムとなっている。（詳細は実施設計図面にて確認する。）	E 幹線系統図・幹線リスト、負荷計算書	照明制御による総合省エネルギー効率は、〇〇%以上となるシステムとなっている。	E		
	・分電盤は予備回路及び予備スペースを確保する。また、予備回路数は実装回路数の〇〇%以上又は電源種別毎に〇回路以上とする。	予備回路数は実装回路数の〇〇%以上の電源種別毎に〇回路を計画している。	E 電灯分電盤負荷リスト、負荷計算書	予備回路数は電源種別毎に〇回路となっている。	E 電灯分電盤負荷リスト、負荷計算書		
	・OA機器用分電盤には、低圧SPD(サージ防護装置レベルⅡ)を設置する。	OA機器用分電盤には、低圧SPD(サージ防護装置(レベルⅡ))を計画している。	E 電灯分電盤負荷リスト、負荷計算書	同左			
	・外構には夜間の通行安全性、防犯性及び景観性に配慮して必要箇所を外灯を設ける。なお、外灯の点滅は自動制御にて行う。また、周辺への光害防止に配慮する。	安全性、防犯性及び景観性に配慮した機器及び箇所にて〇〇箇所計画している。	E 配置図、コンセント設備図、器具姿図	安全性、防犯性、景観性に配慮した機器、箇所及び周辺への公害防止に配慮した自動点滅仕様の器具となっている。	E 配置図、コンセント設備図、器具姿図		
	・外構の保守点検上必要な箇所に屋外コンセント(防水錠付)を設置する。	外構の保守点検上必要な箇所に屋外コンセント(防水錠付)を計画している。	E 同上	同左	E		
	・レントゲン車用コンセント(ステンレス防水箱共)を、当該駐車スペース付近に設置する。	レントゲン車用コンセントをステンレス防水箱に格納し駐車場に設置している。	E 同上	同左	E		
	・非常照明器具は、電源別置型とする。	非常照明器具が、電源別置型となっている。	E 非常照明設備系統図	同左	E 非常照明設備系統図		
	・視覚障害者及び聴覚障害者の避難時の支援として、外部への避難口及び基準階避難階段等に誘導灯を設置する。誘導灯は、自動火災報知設備と連動した点滅機能、音声誘導機能及び自動点検機能付きとする。	外部への避難口及び基準階避難階段等に誘導灯が〇〇箇所設置されている。（詳細は実施設計図面にて確認する。）	E 電気系統図、誘導灯・非常設備図	誘導灯が、自動火災報知設備と連動した点滅機能、音声誘導機能及び自動点検機能付きとなっている。	E		
	・自動販売機用の電源を準備し、電力量計の設置場所を確保する。	自動販売機の電源及び電力量計の設置場所を確認する。（詳細は実施設計図面にて確認する。）	E 配置図、システム系統図、器具姿図	自動販売機の電源及び電力量計の設置場所を確認。	E 配置図、システム系統図、器具姿図		
4-4-3 機械設備計画に関する要求水準							
2. 空調和設備	・熱源システム(熱源機器と必要な周辺機器を含むシステム)は、本施設に対応する熱源システムの中でライフサイクルコストが最小となるものを用いる。また、冷媒を使用する場合はオゾン破壊係数0の冷媒とするか、大気中での寿命が短くオゾン層を破壊しない冷媒とする。	本施設に対応する熱源システムの中でライフサイクルコストが最小となる機器としている。また、その冷媒についてはオゾン層破壊係数0の代替新フロンを対応の機器としている。（詳細は実施設計図面にて確認する。）	M 機器表、カタログデータ、計算書	同左			
	・熱源システムは運転に有資格者を必要としないものとする。	〇〇冷凍トン以下のシステムを採用し、有資格者を必要としない用になっている。	M 機器表	同左			
	・空調システムは、エネルギーの効率的利用、負荷の平準化、自然エネルギーの利用等システムの組み合わせによる。また、環境負荷低減に配慮したものとし、LCCO2を可能な限り低減できるシステムとする。	自然換気、太陽光発電、地熱利用を採用した、環境負荷低減システムとなっている。（詳細は実施設計図面にて確認する。）	M 計算書	LCCO2を低減できるシステムとなっている。			
	・熱源システムは中央方式とし、蓄熱利用も考慮する。ただし、【別添資料〇-〇】に示す24時間使用室、特殊使用室については、パッケージ形空気調和機の使用を可能とする。	熱源システムは中央方式となっている。地下ピットを利用した蓄熱方式となっている。（詳細は実施設計図面にて確認する。）	M 系統図	地下ピットを利用した蓄熱方式となっている。24時間使用室、特殊使用室は、パッケージ形空気調和機の使用が可能である。	M 系統図、計算書		
	・保管庫、書庫等は、中に納める物品等の保存状態に悪影響を及ぼさない環境とする。	保管庫、書庫等の保管物に対応した保存状態が確保される換気システム及び機器となっている。（詳細は実施設計図面にて確認する。）	M 機器表、計算書	保管庫、書庫等の保管物に対応し、温度〇〇℃±〇℃、湿度〇〇%±〇%に保存状態が確保される換気システム及び機器となっている。			
	・【別添資料〇-〇】に示す特殊使用室の内、サーバ等を設置する室の空調は、「施設整備に係る基本的性能」に示す室内環境性のうち、熱環境の性能を次表「サーバ等設置室空調条件表」の温湿度条件とする。空気調和機の故障、メンテナンスの際に業務の継続に支障の無いよう、適正なバックアップを持つものとする。	特殊使用室の内、サーバ等を設置する室の空調は、「サーバ等設置室空調条件表」の温湿度条件となっている。（詳細は実施設計図面にて確認する。）	M 同上	温湿度条件が満足されており、空気調和機の故障、メンテナンスの際に業務の継続に支障の無いようなバックアップ機能となっている。	M 機器表、計算書		

参考資料 4 - 9 危険物予定貯蔵量

設置場所	機器名称	容量 ℓ
地下	燃料地下タンク	50,000
地下	燃料地下タンク(4号館用)	27,000
発電機室	燃料小出槽	1,950
発電機室	燃料小出槽(4号館用)	1,950
		80,900 合計

構造設計計画書

本計画書は、事業者におけるプランの検討や作成を何ら妨げるものではないことを前提に、業務要求水準書で定められた要求水準に基づき、発注者が想定した防災棟の構造計画を、参考に提示したものである。

1. 構造計画

構造種別及び構造形式は、耐震性能の確保のほか、建物用途、規模、形状、経済性等を考慮して以下のように設定した。

1) 構造上の特徴

(上部構造)

- a. 構造種別は鉄骨造（耐震構造）、架構形式はX方向、Y方向ともにブレース付ラーメン構造とした。
- b. 最上階にヘリポートを設置した。

(基礎構造)

- a. 計画地に残存している施工済杭（平成21年に打設された場所打ちコンクリート杭（86本：φ1,000～1,700mm））を活用することとした。
- b. 基礎形式は、施工済杭を活用した杭基礎とし、新設杭は想定していないこととした。なお、活用しない杭については存置することとした。

(その他)

- a. 本計画建物は耐震構造を採用し、免震装置を設置しないことから、構造体に対する浸水対策は不要とした。

2) 構造計算方針

(上部構造)

- a. 構造計算ルートは、X方向、Y方向ともにルート3を採用した。
- b. 固定荷重は、仕上げ材料の種別および部材寸法に基づき実情に応じて設定した。
- c. 積載荷重は、室用途に応じて建築構造設計基準等の積載荷重を採用する。また一般事務室に、移動書架が設置可能な重荷重ゾーンを当該階の一般事務室面積の10%以上見込んだ。
- d. 積雪荷重は、垂直積雪量30cm、単位重量20N/m²/cm、S=600N/m²を採用した。
- e. 風荷重は、基準風速V₀=32m/s、地表面粗度区分Ⅲとし、速度圧及び風力係数は平成12年建設省告示第1454号に規定する式に基づき算出した。
- f. 地震荷重は、地盤調査結果により第二種地盤と判断し、設計用地震層せん断力は、昭和55年建設告示第1793号に規定する略算式により一次固有周期T、R_t、及びA_iを求め、地域係数Z=1.0、標準せん断力係数C₀=0.2（一次設計）、C₀=1.0（二次設計）とした。
- g. 重要度係数I=1.50より、Q_u/Q_{un}≥1.50であることを確認した。
- h. 応力解析には一貫構造計算プログラムを使用した。

(基礎構造)

- a. 建築構造設計基準に基づき、杭の大地震時の検討を行った。

(層間変形角)

- a. 地震力によって生ずる層間変形角が1/200を越えないことを確認した。
- b. 建築構造設計基準に基づく大地震動時の変形制限検討は、層間変形角が1/100を超えないことを確認するが、平成21年に打設した杭の上部構造として計画されていた建築物と防災棟は同規模と想定し、時刻歴応答解析で確認できると想定した。なお、時刻歴応答解析建築物性能評価は取得しない計画とした。

3) 使用材料

- a. コンクリート種別：普通コンクリート
- b. コンクリート設計基準強度： $F_c=24\text{N/mm}^2$ 以上
- c. 鉄筋材料：SD295（D16以下）、SD345（D19～D25）、SD390（D29以上）
- d. 鉄筋継手：柱・梁主筋:ガス圧接（D19以上）、その他:重ね継手（D16以下）
- e. 鉄骨材料：鋼板・形鋼:SN490B、SS400他、鋼管:BCP325他

4) 適用図書

業務要求水準書で定める適用基準も含め、本構造計画に際し、準拠した主な基準類を下記に示す。

- a. 建築基準法・同施行令、告示等
- b. 官庁施設の基本的性能基準
- c. 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- d. 建築構造設計基準及び同資料
- e. 建築物の構造関係技術基準解説書
- f. 日本建築センター、日本建築学会の各種規準・同解説

仕様・容量一覧表

■電気設備（主要設備のみ）

仕様・容量一覧表は、事業者におけるプランの検討や作成を何ら妨げるものではないことを前提に、業務要求水準書で定められた要求水準に基づき、発注者が想定した防災棟の主要設備の仕様を、参考に提示したものである。

項 目	概 要	
受変電設備（特別高圧）	受電方式	特別高圧 22kV 本線・予備電源受電
	変圧器形式	モールド式
	変圧器容量	3φ 4,000kVA × 2台 (22kV/3.3kV)
受変電設備（高圧き電盤）	配電盤形式	屋内設置/高圧スイッチギヤ
受変電設備（防災棟用）	受電方式	高圧3.3kV 本線・予備電源受電
	変圧器形式	モールド式
自家発電設備 (1、2、3号館・防災棟庁舎用)	エンジン型式	ディーゼル
	発電機容量	3,300V 1,250kVA × 2台
自家発電設備 地下タンク (1、2、3号館・防災棟庁舎用)	容量	50,000L
自家発電設備 (4号館用) ※別途。ただし設置 スペースを見込むこと	エンジン型式	ディーゼル
	発電機容量	3,300V 750kVA × 1台
	燃料	種 別 A重油
	燃料小出槽	1,950L
自家発電設備 地下タンク (4号館用)	燃料	種 別 A重油
	容量	25,000L

仕様・容量一覧表

■機械設備（主要設備のみ）

仕様・容量一覧表は、事業者におけるプランの検討や作成を何ら妨げるものではないことを前提に、業務要求水準書で定められた要求水準に基づき、発注者が想定した防災棟の主要設備の仕様を、参考に提示したものである。

項 目	概 要	
熱源設備	主熱源機器	吸収冷温水機 120USRT × 2台 (排熱投入形) 40USRT × 1台 (高効率形)
コージェネ設備	原動機種別	ガス機関
	定格出力・台数	35kW × 8台
空調設備	主要空調機器	コンパクト形 × 14台 ユニット形(外調機) × 1台
	配管方式	2管式
排煙設備	機械排煙対象範囲	非常用EV乗降ロビー × 1系統 地下駐車場、各階廊下 × 1系統
給水設備	給水方式	タンク方式・高置タンク方式
	受水タンク	FRP製 20m ³ × 1基 (上水)
	高置タンク	SUS製 5m ³ × 1基 (上水)
		SUS製 5m ³ × 1基 (雑用水)
消火設備	屋内消火栓	全館
	連結送水管	3階以上
	泡消火	地下駐車場
	不活性ガス消火	電気室、発電機室、電算室
昇降機設備	乗用エレベーター	4台 (ロープ式・機械室無) ※4台のうち1台はトランク付き
	乗合方式	全自動群管理方式
	管制運転	地震、火災、停電時救出、ピット冠水、 浸水時、緊急地震速報連動
	付加仕様	高齢者・障害者用付加仕様
	非常用エレベーター	1台 (ロープ式・機械室無)
	乗合方式	乗合全自動方式
	管制運転	地震、停電時救出、ピット冠水、浸水時、 緊急地震速報連動